

平成21年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年1月26日（月曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第2号 専決処分の報告について
- 第 5 報告第3号 専決処分の報告について
- 第 6 議案第1号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第 7 議案第2号 字の区域及び名称の変更について
- 第 8 四万十町議会各常任委員会委員の選任について
- 第 9 四万十町議会運営委員会委員の選任について
- 第10 四万十町議会だより広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙について
- 追加日程第5 同意第1号 監査委員の選任について
- 追加日程第6 閉会中の継続審査・調査申出書

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第10まで

追加日程第1から追加日程第6まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（26名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 吉 村 アツ子 君 | 2 番 | 岡 峯 久 雄 君 |
| 3 番 | 弘 瀬 則 彦 君 | 4 番 | 島 岡 幹 夫 君 |
| 5 番 | 山 岡 義 正 君 | 6 番 | 緒 方 正 綱 君 |

7 番 橋 本 保 君
 9 番 岩 井 優之介 君
 11 番 松 下 和 孝 君
 13 番 酒 井 祥 成 君
 15 番 竹 内 常 喜 君
 17 番 戸 田 健 彦 君
 19 番 梶 原 政 利 君
 21 番 牧 野 利惠子 君
 23 番 宮 地 章 一 君
 25 番 宮 崎 南海男 君

8 番 山 上 利 嗣 君
 10 番 田 邊 哲 夫 君
 12 番 林 健 三 君
 14 番 下 元 昇 君
 16 番 田 邊 幹 男 君
 18 番 堀 本 伸 一 君
 20 番 田 邊 客 子 君
 22 番 味 元 和 義 君
 24 番 氏 原 郭 君
 26 番 池 本 公 夫 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
会 計 管 理 者	永 井 立 一 君	林 業 政 策 監	田 辺 由喜男 君
総 務 課 長	浜 田 好 清 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町民環境課長	市 川 敏 英 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
農林水産課長	中 尾 博 憲 君	商工観光課長	森 芳 明 君
建 設 課 長	武 市 逸 夫 君	上下水道課長	伊 藤 哲 郎 君
教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	長谷部 文 男 君	教育次長兼学校教育課長	渡 部 睦 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課副課長	樋 口 寛 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	十和医療福祉センター所長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	今 村 茂 君	次 長	田 辺 卓 君
書 記	竹 内 寛 子 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時29分 開会

○議長（味元和義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第1回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番緒方正綱君及び20番田邊客子君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、過日の1月22日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） おはようございます。

先日、1月22日の議会運営委員会におきまして、本日の臨時議会の会期は1月26日、本日1日と決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日1日であります。

お諮りします。

第1回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、第1回臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

なお、会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3 報告第1号専決処分の報告について、日程第4 報告第2号専決処分の報告について、日程第5 報告第3号専決処分の報告についてを一括報

告とします。

提出者の報告を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） おはようございます。

本日平成21年第1回の臨時議会招集をいたしましたところ、議員各位にはご多用のところご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、早速報告第1号、第2号及び第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第1号、第2号及び第3号につきましては、いずれも窪川学校給食センター新築工事に係る専決処分の報告についてでございますので、一括でご報告をさせていただきます。

報告第1号は、建築主体工事におきまして生ごみ処理室を中止し、堆肥倉庫への変更、換気ファンの架台追加、床下点検口箇所追加、床排水金物数の減少、プラットフォームでコンテナ転落防止金具の追加、洗浄室全室シャッターの電動式防虫ブラシつきへの変更、天井裏不燃物ボードの中止、職員駐車場整備面積の増加、道路補修の追加によるものでございます。

報告第2号につきましては、機械設備の変更でございまして、グリストラップを集じんますへ変更し、トイレのセンサーつき手洗い器、用便器ウォシュレット、ブロア口、ファンルーム及び堆肥倉庫の換気扇の追加、合併浄化槽の臭気場所の変更を行ったものでございます。

報告第3号は、電気設備でございまして、窪川中学校の体育館、技術棟、プールの電気幹線のつけかえ、避難誘導灯の誘導表示板への変更を行ったものでございます。

それぞれ契約金額の変更に伴いまして、工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により去る12月16日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6 議案第1号工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、日程第7 議案第2号字の区域及び名称の変更について、以上議案第1号から

議案第２号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第１号工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成２０年８月２７日に議会の議決を受けました平成２０年度四万十町ケーブルネットワーク整備工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでございます。

本工事は、窪川地区の伝送路引き込み工事拠点となる四万十町ケーブルネットワークセンター機器、大正地区と十和地区にそれぞれサブセンターを整備をいたしております。あわせまして、本庁舎、総合支所など、出先機関を含む８３拠点施設を結ぶイントラネット整備を行いますと同時に、光ケーブル幹線整備も行っております。また、音声告知放送システムを構築しており、住民に対しての防災情報等、屋外拡声器や屋内の告知端末により情報提供を行います。

現在施工中でございますが、工事請負契約の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法第９６条第１項、第５項及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の工事請負契約の主な変更内容でございますが、当初設計で全世帯へ５，８８５台の光電変換装置、つまりONUの設置を見込んでおりましたけれども、加入者数の確定を受け、公共施設等を含めて４，０００台に設置台数を変更いたしました。その他、員数減により減額の総額が８，２９９万８，０００円となっております。

一方、電路設備、電送設備で電力柱とＮＴＴ柱の共架基準が昨年７月に変更になり、共架柱の支線の設置及び共架不可柱に対して自営柱の建柱等による変更が生じました。その増額の総額が１億５，２９０万円となっております。

工事の進捗状況でございますが、センター局舎が完成し、ヘッドエンドの設置と調整を進めておりますが、主体工事となります伝送路工事につきましては変更内容でも申し上げましたけれども、電力柱やＮＴＴ柱の不可柱に対する改修や支線の設置、自営柱の建柱等が発生し、進捗率が４０％程度となっております。

工事請負業者におきましては、全国の関係者等からの応援を含め、対応している状況でございます。なお、今回の変更によりまして工期を平成２１年２月２８日から２０日間延

長し、平成21年3月20日に変更の予定でございます。

これによりまして、工事費が6,990万1,650円の増額となり、当初請負契約金額14億7,735万円が変更請負契約金額15億4,725万1,650円となります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第2号字の区域及び名称の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、十和中部地区中山間地域総合整備事業で整備を実施いたしました昭和換地区において字の区域及び名称の変更の必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、これに係ります変更調書を添付いたしておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 今回工事請負契約が変更の請負契約で約6,990万円、約7,000万円近い増額となります。これは当初の見込みが大変甘かったのではないかと私思われますが、特にONUの設置台数が4,000台に台数を変更した場合、素人感覚では4,000台減少した場合にはこの分が工事設置費というのは安く済むのではないかというふうな感じがいたしましたが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 21番議員にお答えしたいと思います。

議案の説明でも町長述べたように、ONUの設置が当初全世帯ということで5,800でしたか、それが実質の加入者の確定をして、4,000台になったと。それに対する減が主であるわけなんですけど、8,000万円ぐらいの減額になったと。それから、質問にはございませんけど、増額要因もございまして今回の変更の額というふうになったところでございます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） さまざまな事業量ということで今回ここに書かれておりますが、この線路設備等でも共架柱の支線の設置というのが当初の見込みからいうたら相当数変わっておりますよね。その点について、我々が最初に受けた説明とは随分違います。当初からこれ低く見積もっていた、あるいは見込みが非常に甘かったのではないかと思います。

す。その点、業者の言いなりになっているのではないかと思われますが、十分そのところは精査されているかどうか。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 十分精査した内容での提案でございます。工事の変更点につきましては、詳しく各議案説明資料でももっと詳しく書いておるところでもあるわけなのですが、一番の要因、増額要因となったのは提案説明でもありましたように7月に共架基準、もっと詳しく言えば平成17年に徳島で電柱の破損事故がございました。それを受けて、電柱の改修、二、三年前からずっとやっていると思うわけなのですが、強度不足という電柱の対応に非常に苦慮したところでもあります。

そういった意味で、NTT柱にしても電力柱にしても新たな共架をかけることによって強度がそれ以上に増すということで、専門的に言えば不平衡張力というそうなのなのですが、曲がった電柱線、電力線に対して新たにケーブルを共架なり転架なりすると、支え線、支線をとる必要がございます。張力を解消するために物理的にその支線を設置するわけなのですが、それが7月に基準が変わったと先ほど町長申しましたけど、それによって非常に本数が増えた。

例えば、ここで当初の設計では788本の支線を見込んでおったわけなのですが、現実的には4,640本に増えたということもございまして、その張力を解消するために腕金と申しまして、電柱の転架するところに張力が発生しないように、要するにカーブにならないような腕金具を取りつける作業も安価に済ませるために非常にこれも増えたところがございます。

そういった意味で、この腕金具がここの説明資料の4ページにありますように、344本から1,583本にしたと。つまり、千数百本増やして支線の発生を抑えたといったようなこともやっておるわけなのですが、非常に支線が増えたということ、それから自営柱の関係です。強度不足の関係もありまして、あえて自営柱を建てていくという作業も行っております。それもこの短期間で非常に広い事業を行っているということもありますし、電力、NTTにしてもそれぞれ独自の計画でこの強度不足になりかねないとこの改修も行っておるわけなのですが、この際に一緒にすればいいわけなのですが、なかなかそれもできないということで、その回避をするための自営柱の設置ということも当然行ってきたところでもあります。

そういった意味で、この共架に対する事業量といいますか、非常に共架基準が変わった

ということでの増える要因ということでございまして、当初実施設計なりの段階では見えなかったところもこの要因でございまして。ただし、全額での変更の割合で見れば4.7%ぐらいになるがでしょうか。そういう意味では、この工事をする中での変動の範囲内といたしますか、そういうような要因ではなかろうかというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 説明を聞けば聞くほど、私はこれは当初から本来であれば支線等が788本から4,640本、約4,000本近く増加しているということで、聞けば聞くほどこれは最初隠れていたものが見えてなかったものが見えてきたということで、これは執行部も業者の見積もり等に対して非常に甘かったのではないかと。しかもこれが設計変更の場合に4.9%許される範囲内ではないかというふうに答弁をされましたけど、町民にとったら約7,000万円近い工事請負金額の増額ということで、非常に不信感を持つものではないかと思います。その点についてお答えください。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 共架の関係が主と申しましたが、電力についてもNTTについても、その線の安全確保が一番の要因だと思います。その建てている電柱に対してお願いするというような形になっておるわけございまして、そういう意味では強度不足であってはいけないし、きちっと安心・安全な施設にしていかなければならないということで、十分な対応をとっているというところございまして、住民にとっても十分理解していただける範囲であろうというふうに思っておるところです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 今回この補正の金額を見させていただきましたが、今後まだまだ補正というものが有り得るわけございしますか。そこはどんな感覚でおられるのでしょうか。今後の金額の変更、それがあのかないのか、できたらお答えください。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 今回は12月の段階で請負、落札による減をお示しし、今回は実際もう工事も三、四十%の進捗ということになってるわけなのですが、40%ですか、そういう形の中で将来最終的に工期延長も契約し、やってる見越しの中で現在考えれ

る範囲での変更ということにしておるところです。現実この4,000台というところにしておるわけですけど、多少の増減も出てくることもあろうかと思います。

そういった意味で、基本的には変わらないわけなんですけど、出来高の段階で計数の変更ということは当然あろうかというふうに思っております。基本的に大幅に物事の考え方を変えるということは想定はしておりません。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 1点だけちょっとわからないので教えてください。

今提案理由の説明にもありましたし、それから課長答弁にもあったんですけども、このまずONUが5,885台全世帯から契約して4,000台が決まったということで、ここで減額が8,200万円あって、それであと町長の説明にもありましたけれども、支線が増えたことと自営柱の増加、これによって約1億5,000万円以上は増えた。あともろもろの増えた分と、それからこのONUの減額の8,200万円差し引いた残りが4.7%減の約7,000万円の増となったということですよ。

それで、あと今現在は窪川地区で工事を実際に自営柱の設置とか、支線をよく見てます。それで、ひとつ1点だけお伺いしたいのは、最終的にこれからONUは四万十町全体のあれがもう決まったんで、恐らく減額要素がないと思います。それで、ただ大正、十和地区でこれから21年、22年度やっていくと、増額部分が先ほどの説明があったように自営柱と支線のこの分が大きいと思うんですけども、これをあと窪川地区以外のまだ全く手をつけてない十和、大正地区で同じような共架柱の強度の問題ですんで、増額が出てくるとは思いますけれども、こういったことを含めると4.7%の今回は増額ですけども、約5%近い、恐らく今後も同じような増額の請負金額の変更が出てくるかなと思いますけども、これが仮に5%近い、今度は減額部分がありませんので、増える一方ですんで、だから5%ぐらいが来ますと、当初25億円を全体的で予想してましたので、これから5%が増えますと1億2,500万円から1億3,000万円は増えると思うんですけども、それでトータル、現時点はやってみないとわからんですけども、今までのもう半分以上の現実やってますんで、残り大正、十和、四万十町全体で完成した場合の最終的な増額の金額、これをどのように想定されているのか、ちょっとご説明願います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 非常に一番大きな要因は落札率と申しますか、実施設計書を

出して入札の段階でどれくらいになるかというんが一番の増減の要因だと思います。そういう意味では、12月の定例会のときにもおおむね25億円相当にはなるのであろうというような話もしたところであるわけなのですが、今回といいますか、21年度での事業ということになれば伝送路工事が本当の主体になるところです。これまでは伝送路なり局舎の設計なりとか、全体設計ということもあってそれなりの業者も限られるというか、大きな事業でもありましたので非常に大変な段階であったわけなのですが、今回21年度の事業は伝送路工事だけということになってますので、いろんな意味で業者が参入していただけるというふうに思っております。

そういうことになれば、もっとも競争原理も働くであろうし、そういう意味では予定よりもっと落札率の低いということも想定されるかもしれません。現段階で確かに議員おっしゃるように伝送路の電柱、NTT柱の関係で増えるようにというのは当然見えてきたわけなのですが、そこら辺入札減の関係もありますので、あわせて見なければならぬといったような状況です。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 金額を、ちょっと想定される金額を聞いたかったわけですが、もしその辺がわかれば想定される金額で構いませんのでお示し願いたいことと。

もう一点、今は窪川地区でやってますけれども、窪川の宅外配線の業者さんのほうからなかなか請負業者からの示された金額がちょっときついと。それで、人を雇って従業員さんをその家に行って作業させるには、これは人を使うてやったら赤字になると。それで、そこらあたりの業者さんからいろいろ意見いただけてますけれども、まだ結果を聞いてませんけれども、実際にはこの中に町内業者の家への引き込みの増減、減額も入っておりますけれども、直接にはこの予算に対して関連してないんですけども、当然次にその金額が出てくると思うんで、パナソニックさんと、それから町内の電気業組合さんとの引き込みの金額がかなりの差があったという点で結果が出たのか。その点、金額と今引き込み作業の業者とのあれの2点について、ちょっとお伺いします。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 第1点目の今後の見通しの具体的な数値をとということでございますけど、手持ちの資料がございません。また後で議会のほうに提出をしていきたいというふうに思います。

それから、宅内工事の関係です。非常にこれが大きな課題になっておることも現実です。これについては、考え方としてはクロージャーというところからONUまでの間については、当然それはこの本体工事の工事請負の中に含まれておるわけなのですが、それからもう一つ宅内の工事については指定業者でやっていただくということで、ONUを分岐点にして責任分岐点でやっておるわけなのですが、現実の課題としてONUまで電波が来て、それから現実宅内でどうなっておるかという確認作業、一番大切なところでもあるし、請負業者にとってはきちっと電波がテレビまで行ってるかどうか。それから、宅内の自宅にしたらきちっと来てるかどうか、テレビが映るかどうか。宅内の改修が必要なかどうか。いろんな形で電波を流し、それに対する確認作業、一番大切な、それが目的でもあるわけですので大切なところでもあるし、一つのグレーゾーンみたいなところでもあるわけなのです。

当初この宅内の工事、要するにテレビの1台が映るかどうかという確認作業については、この本体工事の中の諸経費の部分といいますか、お願いの部分といいますか、サービスの部分といいますか、そういった形での対応ということを実施設計業者、農村システム協会等と協議をし、その確認をしておったわけなのですが、ここに来て1つ課題ができたのは、この事業そのものが国の交付金、補助金の事業でやっておるということと、この事業については繰越明許ができない、単年度で完成させなければならないということがございます。

そういった意味で、この工事を安全かつこの期間中の中に完成するという意味では、例えば宅内の工事中に事故が起きた場合には全面ストップというような形にもなります。そういうこともあるし、この加入者にとってはきちっとした引き込みの状態の確認もしたい。ただし、現実地元の業者、現在30カ所ぐらいの宅内の指定業者の指定いただきたいというご案内、それ来ているわけなのですが、この期間中に非常に難しい。本体工事は3月20日に今回延長したわけなのですが、1日に数件しかできないということもあつたりして、なかなか期間内にも難しいところも発生してることは現実です。

そういう意味で、ここの資料の中にその他ということで切りかえ工事の分割ということを書いておるわけなのですが、そういう意味でこの宅内工事ではないわけなのですが、この切りかえ工事といいますか、それについては別途パナソニックと契約を結んで、次年度繰越明許の形にして、4月の当初ずれ込んでも構わないような形の契約でしていきたいというふうに思っているところです。

宅内業者、先ほど話もありましたように、非常にこの少ない額でやっていけないといったような話もございました。現在ずっと交渉をしておるところであるわけなのですが、現実、ここで金額言えるかどうかかわからないわけなのですが、パナソニックにこちらのほうが町とパナソニックと契約し、パナソニックが指定業者に対してある一定の額を支払うといったような形の契約を現在業者も含めて内容を詰めているところでもあります。

現実この試験電波が流れるのが2月の下旬ぐらいになろうかと思うわけなのですが、その段階で初めてその切りかえ工事の確認作業ということが発生するような形になろうかというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 今の課長の説明の中で、最後のほうでご説明いただきましたけれども、まだ結論が出たように私聞いてないんですけれども。それで、例えば請負のパナソニックさんと、それからその下請をやっている業者さんと町内の指定工事の組合の皆さん方と話が現状ではなかなか厳しい線が出てると私は思ってます。

それで、仮に町内業者さんがこれはもうこれじゃできんと言うた場合に、例えば窪川地区で15億円のこういった公共事業があつて、それで町内の業者さんにこれはもう随分、去年の何月だったか忘れましたけれども、副町長のほうに、高瀬副町長じゃなくって甲把副町長が対応していただいたんですけれども、そのときにこれだけの公共事業をやるんだから町内の業者にもある程度のやはり仕事は回すべきじゃないかということで、それを十分承知の上で今回の事業をやってるという答弁いただきました。

ところが、現実実際落札が70%を切ったという当初のあれからいくと、全体的には随分町の負担も少なく、今やってるんですけれども、逆にこれだけの当初の想定された金額からやっぱり30%ほどの減額の請負金額になると、そういったところへ、必ず人件費のところへ一番言うてくると思うんです。だから、こういった支柱をこれだけ増やさないとかなんという現実も新たに出たかわりに、落札率が60%というのは通常考えられんような低いところでいくと、こういったところのケーブルとかというのはもう決まってますんで、価格が。

だから、どうしてもしわ寄せがこういった業者さんの人件費の削減に言うてくると。それが現実今請負業者と組合がやってるんですけれども、これが仮に決裂した場合には、やっぱり業者さんが任期途中までに絶対県外からも業者連れてくると思うんですけれども、そ

れがやって、仮に今回窪川の地区でその金額で請け負ったら、多分大正、十和もう恐らく同じような金額で宅内の請負がされると思うんです。そうすると、25億円以上の全体的な予算の中で、町内の電気業者さんに一銭もお金が落ちんということになると、これ本当にやっぱり公共事業という名のもとにやったこの施策が一銭も町内の業者に落ちんというのはちょっと問題がありやせんかなと。

それで、今までも執行部の答弁覚えてる限りも、町内業者には何らかの形でやっぱり仕事が回せるというふうに私は理解しておりますので、今後の大正、十和地区のまた契約のこともこれから出てくると思うんですけれども、だからそこあたり含めて町内業者にやりできるように、ただ請け負った業者と、じゃああとは業者でもう勝手に金額決めてやれやというんじゃないくって、やっぱり行政のほうも入って、町内の業者さんがある程度納得して仕事を回していただけるような話し合いができるかどうか、最後にお伺いします。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 議員おっしゃることは非常に大切な課題ということで、この契約をする段階においても実施設計業者である農村システム協会、そこでも町内業者が参入できるような形にさせていただきたいし、なおかつ今後この工事をする中で光ケーブルの融着技術とか、それからいずれONUまでの引き込みとか、いろんな意味でこれから保守管理もありますので、この段階の中で技術の習得なり講習会なり十分やっていただきたいということで取り組んでおるところでもあります。

そういった意味では、今回まだまだ不十分なところもあるかもしれません。今回の中で額も一定協議もし、確認していただければ、その形で来年の業者どうなるかわからんわけなのですが、一定の町内での宅内工事の標準単価といいますか、それなりとかONUまでの今度引き込みについても単価も確定しながら地元の業者も参入しやすい、入ってできるような形にしていきたいというふうに思います。

この事業の中での2次請負では隣の町が現実やっているところなわけなのです。そういう意味では、第1次の請負ではなかなか大きい事業でございますので難しいかもしれませんが、そういった事業についてももっともっと地元の業者に技術を高め参入していけるようにもまたお願いといいますか、そうすれば直接お金が地元にも落ちることも地域内の経済循環が高まることもそれになりますので、この工事をやる中でまだ十分でなかった点も踏まえながら、次年度に向けてもいきたいというふうに思っております。

それから、今年度についても、まだ最終確定した額でもありません。もっともっと協議

を進めてパナソニックと地元業者、きちっと対等といいますか、話ができるような形に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 質問の前に、課長、非常に答弁が長いように思います。右から聞いて左に抜けますので、端的な要領を得た答弁をいただきたいと思いますが、変更内容の中でちょっとわかりませんので、発電機の容量が倍以上の機械に変わってくる。また、屋内の告知端末も800から400に半数以下になったという変更理由ですが、この理由についてちょっともう少しご説明いただきたい。あわせて、今回は工事の増減含めて6,900万円という増額ですが、財源の内訳についてご答弁いただきたい。3点です。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 第1点の発電容量の変更によるということで書いております。これはもう実施設計業者の設計ミスだと思っております。金額にしてみれば単独の要因じゃないわけなんですけど、放送系の送出機器の構成見直しも含めて1,000万円ぐらいの価格の変動となっております。

それから、屋外告知施設と、それから宅内の設置については、当然相反関係があるところであるわけなんですけど、ここで示しておりますように屋外拡声器については108基から115基になって、それに伴って屋内での施設が減になった。おおむね20世帯ぐらいでしょうか、それが屋外で1カ所でやるのがいいのか、屋内で20カ所ぐらいで対応するのかの分岐点になっているところでもあります。そういったところで、工事の実際協議もしながらやった屋外施設の変更による内容でございます。

それから、3点目が財源の更正といったところだと思うわけなんですけど、今回については財源の関係は12月に補正で対応したとおりでございまして、現実財源の変更が今回の変更されるであろうというのも留保して12月の補正しておりますので、おおむねその範囲の中で対応できるものというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今答弁いただいたわけですが、発電機の容量変更による変更の30キロ、ちょっと横文字、キロボルトアンペアかどうかわかりませんが、答弁では設計のミスだと。当然考えてみると5,885台から4,000台に減ってきたと、減ったのになぜ発電機だけがこんなに倍以上の容量変更せないかんのかなという疑問がありました

ので、設計ミスということですので、そうだろうと理解しました。

それで、屋内告知の件ですが、当然屋内、屋外との関係があることは私もわかるわけです。が、屋外の拡声器が7基増えてきたわけですね、今回の変更の中で。片や屋内告知が半分以下の400台ということの相関関係がどう、非常に屋内告知ということは恐らくへんぴな地域という形の見方を私してましたので、半数以下になるということが7基の増基によってカバーできるかなと。逆に私は屋外拡声器よりも屋内の告知端末機のほうが住民にとってはもっと聞きやすい状況にあるのではないかなと、私自身は考えるわけですが、そこらも含めて屋外の拡声器を増やし、屋内の端末機を減らしたということの結果ですが、それが本当にいいのかどうなのかの判断基準はいかなものでしょうか。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 現実はまだ個々の家々に屋内の機器の設置という段階ではございません。まだ放送といいますか、屋外の形でのサイレンの吹鳴なりとか、放送やっておりません。現実今回の八百何十台から400台に減したというのは、机上といいますか、紙の上で115基の設置をしたと、そん中でカバーできない範囲については400になったというような段階です。これから吹鳴をし、それが聞こえないといったようなことも当然出てくることにもなるかもしれません。そういう意味では、出来高といいますか、この400が何台か増える場合も出てこようかというふうに思います。

それから、基本的には十和の場合には屋外拡声器と同時に屋内の端末機も全戸配布しております。今回全域化するに当たって基本的には緊急の放送をしますよと。吹鳴が鳴って、何か異常があったなということであれば、屋内のテレビでその詳しい情報を見るなりしていこうというような基本的な考え方にしております。屋内の機器をなるべく置かないようなというような形にもしておるところでして、そういった意味で十和と違う手法もとってることも現実です。ただし、サイレンも聞こえないということになればいけませんので、そこら辺これからの工事の中で対応していくことになろうかというふうに思います。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今答弁いただいたわけですが、私が言いたいのは当然屋外のそういった緊急放送等については屋外の拡声器の増基も必要だろうと。片や特に大正地域でも屋外の拡声器あるわけですが、冬場についてはなかなか屋外の拡声器ではわざわざ窓をあけて聞くというのは余りないわけです。夏は窓あけますので、それよりもこれほど

の減台をするのではなくてある程度せつかく設置しますので、屋内の告知も含めてやはり2つの設備をするというのを基本に置いてほしいなとは思ったわけですので、そこらも考慮しながら、サイレンだけ聞こえても意味はない、両方やはり人の言葉も聞こえる、うちでも聞こえるというふうな基本的な形で屋内の告知機は設置をしてほしいという私の希望ですが、そこらも踏まえて十分検討してほしいということをつけ加えて質問を終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） 説明を伺いましたが、とにかく急いだということで、設置の仕様書を見せていただいておりますし、詳細な説明を聞いても我々わからないとなるわけですが、全体にこういう増があるとき、それから減がこれだけあるとき、それを見越してやって、こうなるだろうとかというような説明は本当は本来はあるべきじゃないんです。税金を皆さんから集めて使ってるわけですから、これだけあるから住民に納得して財源のある、そういう確認を持った答えをいただかないと、ただ長いだけ答弁してええっていうもんじゃないんです。

そういうことでは、今後も下元議員の質問のとおりかなりな増額が見込まれるという中であって、このように予算が少ない、また不況のときに増ばっかり言っていていいことはないんです。

初めに、私は今企画課長も苦勞されておると思いますが、何かよその評論をしてるような説明をしても我々受け取れないわけです。したがって、ここが先ほどもちょっと文言をとらえて言うわけじゃないです。我々民間の中では設計ミスは当事者責任なんです。それを設計ミスを町が補填するわけですか。そういうことにはならないでしょ。我々設計ミスなんかがあったりしたらすべて自己責任ですよ。そういうことも踏まえて業者を指導するに当たって、設計ミスがあるならばあなた方はこれだけの設計ミスを犯しとんだからこのぐらいは町側から聞いてもらわないかんよというような、ある種の圧力をかけながら地元の声も踏まえないかんと思います。

そういう方向で、今後設計に当たっては我々にもこういうような詳細な断片までが後になって出てくるようなことじゃ、そりゃいかんです。特別委員会までには詳細な仕様書も出して、よう考えていただいて、それから本会議で説明してもらおうと、そういうふうに変えてもらいたいと思います。私はこれ意見です。これは地元住民から聞いてこのような

ずさんな、これはずさんというよりも早い段階でかなり拙速に計上されましたが、それ同情すべき点もあります。ありますが、全体にこういうふうな、先ほど言いましたように新たな設計ミスを認めたようなものも含めて、あるようなことがあってはなりませんので、そういうことについて十分注意してやっていただきたいと思います。

以上です、私は。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 説明の中で設計ミスという話があったわけなのですが、実際やっていく中でいろんな変更がございます。ここで言うヘッドエンド装置ということで、センター局舎の容量の関係でございます。

（17番戸田健彦君「設計ミスと言っただろ」と呼ぶ）

設計ミスというのは、本来75ぐらいの容量のところを35で設計しておったということで設計ミスと言ったところで、現実はこの会社だけの問題ではなくて、こちらの変更をかけた、ここにもいろいろあるわけなのですが、1つは……

（「初めの仕様書で間違いあったろう」と呼ぶ者あり）

そういうことです。現実的に35で設計しておったのを75にしたということで、相当そこら辺の想定まで含めてできていなかったということで設計ミスと言ったところがございます。ただ、変更にあたっては、いろんな事情があったということで、こちらもこういう機器を増やしていただきたいとか言ったこともありましたので、ミスとは申しましたけど、すべて農村システム協会そのものの間違いというわけでもないということで補足した説明をしたところです。

○議長（味元和義君） ほかに。

17番戸田さん、よろしいですか。

17番戸田健彦君。

○17番（戸田健彦君） とにかく発言はこう言うたけど、実はこういうことだったと。こういうことのようにとらえたらいいですね。今まで繰り返されておりましたが。私は、とにかくこれは町の設計ミスなのか、今聞いたらそれもあわせてと言ってますから、それならば最初の見通しに甘さがあったと、そういうふうに言ったらいいんじゃないですか。ミスとかなんとか言うのだれに責任あるんかということになりますから、だから、そういう発言も含めてでしょう。

それからもう一つは、こういう確定的な要素がありましたからこういたしましたと、そ

う言ってもらわないと、ある面前にも段々の議員が前にこういうこと言うたのにまた今度変わってるやないかと。どんどん支障があります。そういうことも含めて、今後かなり増額が見込まれるという中で、私これも増額が見込まれるということ先に言いませんから、十分増額見込まれるということだんだんわかってくるわけですから。そういう中でどのような部分が増額見込まれるかということをはっきりした根拠を示して話をせないかんと思いますよ。事実こんなこともあると思われるのでとかというようなことじゃなくて、私はそういうこと指摘したいわけです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 報告第1号の確認の意味での質問をちょっとしたいんですが、学校給食センターの先ほど町長より説明が……。

終わったか。一括じゃなかったですか。

○議長（味元和義君） 報告のところは……。

○20番（田邊客子君） 報告についての質問ないですか。

○議長（味元和義君） もうあれは終わっておりますので、議事が進行しております。

○20番（田邊客子君） 間違えました。すいません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前１０時２５分 休憩

午後 １時００分 再開

○副議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。

私が議長の職務を行います。

ただいま議長味元和義君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（酒井祥成君） 追加日程第１ 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、味元和義君の退場を求めます。

〔２２番 味元和義君 退場〕

○副議長（酒井祥成君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今村 茂君） それでは、議長より提出されました辞職願を朗読いたします。

平成21年1月26日。四万十町議会副議長酒井祥成様。四万十町議会議長味元和義。辞職願。私儀、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されますようお願いします。

以上です。

○副議長（酒井祥成君） お諮りします。

味元和義君からの議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、味元和義君の議長の辞職を許可することに決定しました。

味元和義君の除斥を解きます。

〔22番 味元和義君 着席〕

○副議長（酒井祥成君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井祥成君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

○副議長（酒井祥成君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ここで暫時休憩します。

午後1時04分 休憩

午後1時27分 再開

○副議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（酒井祥成君） ただいまの出席議員数は26名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番橋本保君及び21番牧野利恵子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（酒井祥成君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井祥成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（酒井祥成君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○副議長（酒井祥成君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（酒井祥成君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番橋本保君及び21番牧野利恵子君、開票の立会をお願いします。

〔開 票〕

○副議長（酒井祥成君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 26票

有効投票 24票

無効投票 2票

有効投票のうち

山岡 義正君 16票

田邊 幹男君 8票

合計 24 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 6 票です。したがって、山岡義正君が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（酒井祥成君） ただいま議長に当選されました山岡義正君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

山岡義正君、議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

○5 番（山岡義正君） 本当にありがとうございます。

私初めて議長の席をいただいたわけですが、先ほど議長の立候補の表明の中でも言わせていただきました。平等であり、公平であり、比例である事業を行い、また各地域からの声を吸い上げた議会にしていきたいというふうに考えておりますので、どうか皆さん方、議員各位のこれからのますますのご指導、ご鞭撻、私に対していただきますようお願い申し上げます。また、執行部の方々、皆様方には重ねてご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。

どうも本日はありがとうございます。（拍手）

○副議長（酒井祥成君） これで議長の職務はすべて終了しました。

議長、議長席にお着き願います。

各位のご協力に感謝し、お礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

これで議長と交代いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 1 時 41 分 休憩

午後 1 時 54 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長酒井祥成君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追

加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、酒井祥成君の退場を求めます。

〔13番 酒井祥成君 退場〕

○議長（山岡義正君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今村 茂君） それでは、副議長より提出されました辞職願を朗読いたします。

平成21年1月26日。四万十町議会議長山岡義正様。四万十町議会副議長酒井祥成。

辞職願。私儀、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されますようお願い出ます。

以上です。

○議長（山岡義正君） お諮りします。

酒井祥成君からの副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、酒井祥成君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

酒井祥成君の除斥を解きます。

〔13番 酒井祥成君 着席〕

○議長（山岡義正君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

暫時休憩します。

午後 1 時 5 9 分 休憩

午後 2 時 0 3 分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（山岡義正君） ただいまの出席議員数は 2 6 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番山上利嗣君及び 2 2 番味元和義君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（山岡義正君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山岡義正君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（山岡義正君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8 番山上利嗣君及び 2 2 番味元和義君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（山岡義正君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 26票

有効投票 25票

無効投票 1票

有効投票のうち

竹内 常喜君 13票

牧野利恵子君 8票

田邊 哲夫君 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は7票です。したがって、竹内常喜君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山岡義正君） ただいま副議長に当選されました竹内常喜君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

竹内常喜君、副議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

○15番（竹内常喜君） 本日は皆さんには大変お世話になりまして、副議長の席をお与えいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、山岡議長の補佐役として一生懸命補佐役に努めてまいりたい、このように思っております。そして、公正、公平をモットーにこの議会運営をやっていきたい、このように思っておりますので、今後とも皆様方の温かいご指導、ご協力を今後ともよろしくお願い申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岡義正君） これで副議長の選挙を終わります。

暫時休憩します。

午後2時16分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第8 四万十町議会各常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会各常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから各常任委員会を議長より招集します。

平成21年1月26日。各常任委員様。四万十町議会議長。

各常任委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、各常任委員会を招集するから出席を願います。

平成21年1月26日3時30分。場所は、総務常任委員会3階議事堂、教育民生常任委員会3階委員会室、産業常任委員会3階議員控室、建設常任委員会3階議長室。

各常任委員会開会のため、ただいまより5分間休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時34分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告します。

総務常任委員長田邊哲夫君、総務常任副委員長堀本伸一君、教育民生常任委員長緒方正綱君、教育民生常任副委員長牧野利恵子君、産業常任委員長宮地章一君、産業常任副委員長岡峯久雄君、建設常任委員長氏原郭君、建設常任副委員長岩井優之介君、以上のとおりです。

暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時44分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第9 四万十町議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

お諮りします。

四万十町議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから議会運営委員会を議長より招集します。

平成21年1月26日。議会運営委員様。四万十町議会議長。

議会運営委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会を招集するから出席願います。

平成21年1月26日午後3時47分。場所は3階議員控室でお願いします。

四万十町議会運営委員会開会のため、ただいまより10分間休憩します。

午後3時46分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会運営委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

議会運営委員長岩井優之介君、議会運営副委員長田邊幹男君、以上のとおりです。

○議長（山岡義正君） 暫時休憩します。

午後3時51分 休憩

午後3時59分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第10 四万十町議会だより広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

四万十町議会だより広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会だより広報特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから四万十町議会だより広報特別委員会を議長より招集します。

平成21年1月26日。議会だより広報特別委員会委員様。四万十町議会議長。

議会だより広報特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会だより広報特別委員会を招集するから出席願います。

日時、平成21年1月26日午後4時3分。場所は3階議員控室でお願いします。

四万十町議会だより広報特別委員会開会のため、ただいまより10分間休憩します。

午後4時01分 休憩

午後4時08分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会だより広報特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

議会だより広報特別委員長堀本伸一君、議会だより広報特別副委員長池本公夫君、以上のとおりです。

休憩します。

午後4時09分 休憩

午後4時17分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町長から同意第1号監査委員の選任について提出されました。

お諮りします。

同意第1号は緊急を要するものと認め、日程に追加し、追加日程第5として審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第5として審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 追加日程第5 同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117号の規定により、宮崎南海男君の退場を求めます。

〔25番 宮崎南海男君 退場〕

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 同意第1号監査委員の選任につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員につきまして宮崎南海男議員を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第1号は、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

宮崎南海男君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立多数です。したがって、宮崎南海男君を選任する件はこれに同意することに決定いたしました。

宮崎南海男君の除斥を解きます。

〔25番 宮崎南海男君 着席〕

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午後４時２０分 休憩

午後４時２７分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各委員長から閉会中の継続審査・調査の申し出について提出されました。その写しを配付しております。

お諮りします。

各委員長から提出されました閉会中の継続審査・調査の申し出については緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第６として審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査・調査の申し出については、緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第６として審議することとに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 追加日程第６ 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査、調査に付することに決定しました。

暫時休憩します。

午後４時２８分 休憩

午後４時２９分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成21年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会旧議長

平成 年 月 日

四万十町議会新議長

平成 年 月 日

四万十町議会旧副議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員